

独立監査人の監査報告書

平成 20 年 6 月 4 日

日本公認会計士協会
会長 増田 宏 一 殿

優成監査法人

代表社員 公認会計士 加藤 善 孝
業務執行社員

代表社員 公認会計士 渡邊 芳 樹
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 鶴見 寛

当監査法人は、日本公認会計士協会の平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの第 42 事業年度の下記の収支計算書及び財務諸表（以下「財務諸表等」という。）について監査を行った。

記

収支計算書

1. 一般会計の収支計算書
2. 実務補習所特別会計の収支計算書
3. 第 17 回アジア・太平洋会計士会議大阪大会特別会計の収支計算書
4. 収支計算書総括表

財務諸表

1. 一般会計の貸借対照表、正味財産増減計算書及びキャッシュ・フロー計算書
2. 実務補習所特別会計の貸借対照表、正味財産増減計算書及びキャッシュ・フロー計算書
3. 第 17 回アジア・太平洋会計士会議大阪大会特別会計の貸借対照表、正味財産増減計算書及びキャッシュ・フロー計算書
4. 貸借対照表総括表
5. 正味財産増減計算書総括表
6. キャッシュ・フロー計算書総括表
7. 附属明細書

この財務諸表等の作成責任は理事者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 収支計算書は、「公益法人会計における内部管理事項について」(平成 17 年 3 月 23 日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ)に従って、日本公認会計士協会の第 42 事業年度の収支の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、日本公認会計士協会の第 42 事業年度末日現在の財政状態並びに同事業年度の正味財産増減及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日本公認会計士協会と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

私たちは、会則第84条第9項の規定に基づき、日本公認会計士協会の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第42事業年度における会務の執行及び財務につき監査を実施した。

私たちは、監査を実施するに当たり、理事会その他重要な会議に出席したほか、重要な決裁書類等の閲覧を実施した。さらに監査上の重要性を勘案し、役員等から会務運営の報告及び各部門責任者から業務処理の状況を聴取するとともに、本部及び主要な地域会等において、会務運営の状況等に関する質問、書面・証憑書類の査閲等私たちが必要と認めた監査手続を実施した。

また、収支計算書及び財務諸表の監査については、会則第84条第9項の規定に基づき、会計監査人に委任されていることから、私たちは会計監査人の監査に立会うとともに、会計監査人から報告又は説明を受け、その実施状況等を検討した。

なお、会則第105条の規定に定める地域会の会務の執行及び財務については、会則第110条第4項の規定に基づき各地域会の監事によって監査されていることから、当該地域会の監事の監査に依拠し、当該監査報告書の写し及び監査実施報告書を閲覧し、その実施状況等を検討した。

監査の結果、会務の執行は法令及び会則に従って総会及び理事会（地域会役員会を含む。）の決議に基づいて誠実に行われており、指摘すべき重大な事実はないものと認める。また、会計監査人である優成監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認める。

平成20年6月11日

監事 酒 井 繁

監事 那 須 和 良

監事 大 松 健

監事 岸 田 雅 雄